

第1章 計画の概要

I 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は平成10（1998）年にはじめて年間3万人を超えた後も高い水準で推移してきました。この状況を踏まえ、国は平成18（2006）年に自殺対策基本法を施行し、総合的な自殺対策を実施することとしました。このことにより、「個人の問題」と捉えられてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数の年次推移は減少傾向となりましたが、現在でも2万人を超える水準になっています。また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）においては、主要先進7か国の中でもっとも高く、深刻な事態はいまだ続いている状況です。

こうした中、平成28（2016）年には、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策基本法が改正され、自殺対策はすべての人に「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられるよう、すべての市町村において『自殺対策計画』を策定することが義務付けられました。

本市においても、自殺者は減少傾向にあるものの毎年約30人前後のかたが自殺で亡くなっている状況にあります。

本市では、平成23（2011）年度から「自殺対策関係課長会議」を開催し、府内で連携を図りながら、研修会の実施、啓発及び相談支援等を実施してきました。また、平成25（2013）年3月に策定し、平成29（2017）年度に評価・見直しを行った「第2次深谷市健康づくり計画」において、「休養・こころの健康」を施策に掲げ、自殺予防にも着目した様々な取組みを行ってきました。

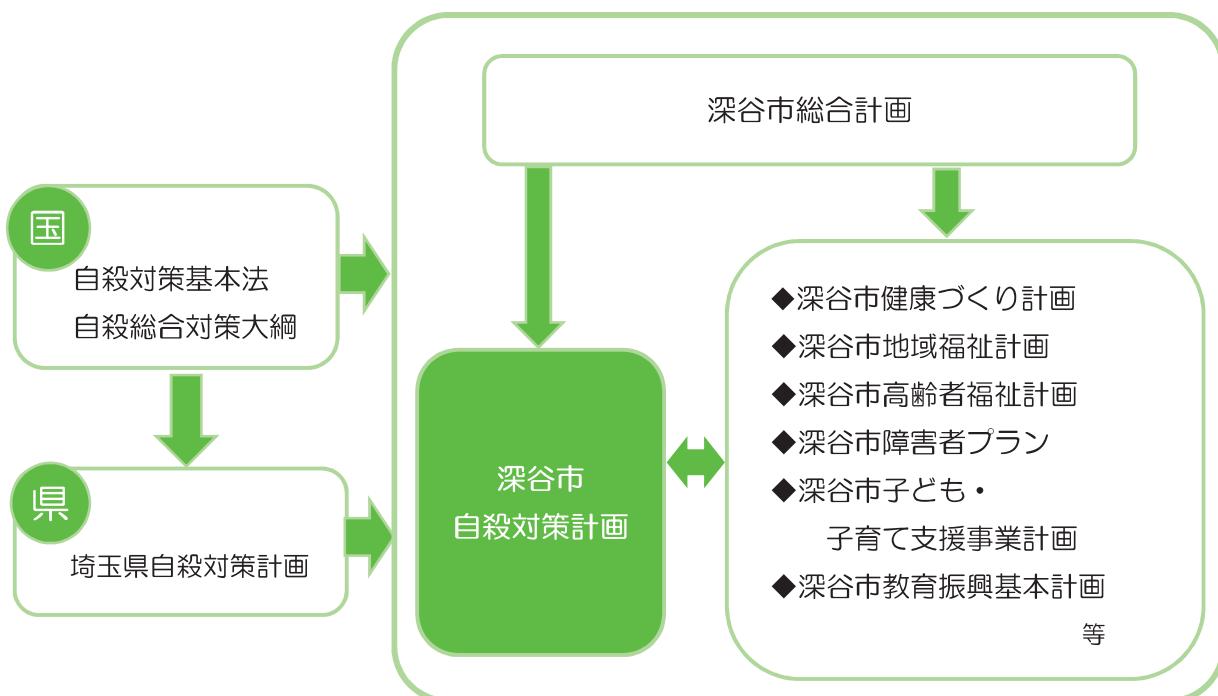
自殺対策の本質は「生きることの支援」にあります。市民をはじめ、関係機関との連携をより強化し、協働により進めていく必要があります。

本計画は自殺対策基本法の趣旨や平成29（2017）年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づき、本市における自殺の現状と特性に即した、より効果的・総合的な自殺対策を推進するため策定するものです。

II 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づき、本市の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるものです。

国の自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画の内容を勘案し、「深谷市総合計画」を上位計画とする「第2次深谷市健康づくり計画」や、自殺対策に関連する他の計画と整合を図るものであります。



III 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2024年度までの6か年とします。なお、社会情勢の著しい変化や国・埼玉県の政策の変更があった場合、計画の進捗状況等から見直しが必要と判断される場合には、計画の見直しを行います。

